

指定業者/ 所在都道府県	指定確認検査機関・特定行政庁名	確認件数	確認件数から 法定通知※ 2)を行ったも のを除いた件 数	確認申請受付～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を除く)			法定通知を 行った件数	法定通知を行った場合は、その理由(※3)					(参考) 事前相談受付(※4)～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を含む)		
				平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数		a	b	c	その他	平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数	
愛知県	愛知県	2	2	20.5	12.5	8.0						31.5	21.5	10.0	
	名古屋市中区	1					2	2				173.0	109.0	64.0	
	春日井市	1					1	1				96.0	58.0	38.0	
	豊田市中区	1					1	1				74.0	26.0	48.0	
	財団法人 愛知県建築住宅センター	2	2	34.0	12.0	22.0						34.0	12.0	22.0	
三重県	株式会社 愛知建築センター	2	2	41.0	30.5	10.5						48.0	32.5	15.5	
	株式会社 確認検査愛知	1	1	24.0	10.0	14.0						24.0	10.0	14.0	
	鈴鹿市	1					2	2				66.0	20.5	45.5	
滋賀県	長浜市	1					1	1				62.0	50.0	12.0	
	草津市	1					1	1				48.0	21.0	27.0	
京都府	京都市	2					1	2		1		45.5	23.5	22.0	
	株式会社 京都確認検査機構	5	4	26.8	13.0	13.8	1		1			49.0	28.4	20.6	
大阪府	大阪府	3	3	47.3	21.3	26.0						47.3	21.3	26.0	
	大阪市	2	1	51.0	30.0	21.0	1				1	70.5	41.5	29.0	
	堺市	2	2	33.0	15.0	18.0						56.5	30.0	26.5	
	岸和田市	1					1	1				124.0	85.0	39.0	
	茨木市	2					2	2				63.5	36.0	27.5	
	東大阪市	1	1	21.0	14.0	7.0						66.0	38.0	28.0	
兵庫県	一般財団法人 大阪建築防災センター	23	23	19.6	10.1	9.5						48.3	33.7	14.7	
	兵庫県	1	1	31.0	15.0	16.0						57.0	23.0	34.0	
	神戸市	2	2	26.0	11.0	15.0						80.0	38.0	42.0	
	明石市	1					1	1				128.0	95.0	33.0	
奈良県	株式会社 兵庫確認検査機構	13	13	28.5	16.5	12.0						49.6	32.1	17.5	
	奈良市	1					1	1				76.0	33.0	43.0	
和歌山県	財団法人 なら建築住宅センター	8					8	8				59.4	32.3	24.1	
	和歌山市	1					1			1		85.0	35.0	50.0	
鳥取県	鳥取市	1	1	31.0	20.0	11.0						31.0	20.0	11.0	
	倉吉市	1					1			1		43.0	26.0	17.0	
島根県	鳥根市	1	1	42.0	29.0	13.0						77.0	54.0	23.0	
	松江市	3	2	28.0	11.0	17.0	1	1				36.3	17.0	19.3	
岡山県	新見市	1					1					67.0	32.0	35.0	
	岡山県建築住宅センター株式会社	8	8	15.3	3.3	12.0						48.0	16.5	31.5	
広島県	広島県	2					2	2				31.5	15.5	16.0	
	広島市	3	2	32.5	17.0	15.5	1	1				40.3	20.0	20.3	
	尾道市	1					1	1				63.0	28.0	35.0	
	福山市	3					3			3		87.3	50.0	37.3	
山口県	株式会社 広島建築住宅センター	1	1	52.0	20.0	32.0						72.0	30.0	42.0	
	山口県	2					2	2				51.5	18.0	33.5	
	宇部市	1					1	1				39.0	11.0	28.0	
徳島県	徳島市	1					1	1				54.0	17.0	37.0	
	周南市	1					1	1				99.0	25.0	74.0	
徳島県	徳島県	4	3	20.0	8.3	11.7	1				1	44.0	18.5	25.5	
	徳島市	2	2	16.5	11.0	5.5						31.0	18.5	12.5	
香川県	香川県	2	1	6.0	0.0	6.0	1	1				72.0	42.5	29.5	
	高松市	1	1	8.0	0.0	8.0						110.0	62.0	48.0	
愛媛県	愛媛県	4	2	60.0	6.0	54.0	2			2		81.3	19.5	61.8	
	松山市	1	1	21.0	6.0	15.0						113.0	71.0	42.0	
愛媛県	新居浜市	1	1	13.0	0.0	13.0						36.0	10.0	26.0	
	西条市	1	1	33.0	0.0	33.0						42.0	6.0	36.0	
高知県	株式会社 愛媛建築住宅センター	6	6	17.0	12.0	5.0						58.3	43.0	15.3	
	高知県	2	1	15.0	9.0	6.0	1			1		48.5	22.5	26.0	
福岡県	福岡県	2					2	2				34.5	14.0	20.5	
	北九州市	1					1	1				59.0	25.0	34.0	
	福岡市	1	1	32.0	17.0	15.0						63.0	31.0	32.0	
佐賀県	久留米市	2					2	1			1	60.5	30.0	30.5	
	佐賀県	4					4	4				41.8	22.8	19.0	
長崎県	長崎県	2					2	2				51.0	26.5	24.5	
	佐世保市	1					1	1				37.0	12.0	25.0	
熊本県	熊本県	3	1	48.0	23.0	25.0	2	2				62.3	29.7	32.7	
	熊本市	2	2	39.0	21.0	18.0						53.5	30.0	23.5	
熊本県	天草市	1					1	1				192.0	167.0	25.0	
	株式会社 熊本建築確認検査機構	2	1	35.0	15.0	20.0	1	1				69.0	43.5	25.5	
大分県	株式会社 ACS熊本	9	9	45.1	32.8	12.3						45.1	32.8	12.3	
	大分市	2					2	2				59.0	40.0	19.0	
宮崎県	別府市	2					2	2				45.5	25.0	20.5	
	中津市	4					4			4		58.3	36.3	22.0	
鹿児島県	宮崎県	2	2	10.5	0.0	10.5						71.5	55.0	16.5	
	鹿児島県	8	6	29.8	8.3	21.5	2	2				34.6	12.4	22.3	
鹿児島県	鹿児島市	10	6	31.7	9.8	21.8	4			4		39.9	14.7	25.3	
	沖縄県	2					2	2				23.0	2.0	21.0	
沖縄県	那覇市	2					2	2				66.0	26.0	40.0	
	宜野湾市	2	1	27.0	13.0	14.0	1	1				34.5	16.5	18.0	
	浦添市	2					2	1			1	45.5	17.5	28.0	
	沖縄建築確認検査センター株式会社	24	24	46.0	24.1	22.0						46.0	24.1	22.0	
指定確認検査機関		1,216	1,144	26.6	14.5	12.1	72	46	15	1	10	48.3	29.0	19.3	
特定行政庁		247	80	32.6	13.1	19.5	167	140	17	7	3	58.7	29.5	29.2	
総計		1,463	1,224	27.0	14.4	12.6	239	186	32	8	13	50.0	29.1	20.9	

※1: 平成22年6月1日以前に確認申請受付を行い、平成24年11月中に確認済証を交付した物件が対象
(当該集計は、事前相談に長期間を要している等、集計結果に影響を及ぼすような異変発生が報告されている物件を対象外としている。)

※2: 法定通知とは「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」のことをいう。

※3: 法定通知を行った理由の分類は以下の通り

a) 法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないため

b) 補正等の書面の交付の内容について、定められた期限までに申請者等が補正等の提出を行わないため

c) 補正等の書面の交付の内容について、申請者等が補正等の提出を行ったが、その内容が不十分であるため

※4: 事前相談期間には、申請者から連絡のあった当初ではなく、概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前預かりなど)段階から算入している。

※5: 平均審査日数は審査側(通判審査を含む)の審査期間と申請者側の作業期間を合わせたものをいう。
なお、申請者側の作業日数と審査者側の審査日数の内訳に係る具体的な判断は、各機関・行政庁において行っている。